

「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」開催要綱

1. 趣旨

少子高齢化による人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化などにより、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。こうした状況に対応するため、地域において必要な歯科保健医療が提供されるよう、歯科医療の質の向上を図るとともに、地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築することが求められている。これらを踏まえ、令和3年2月以降、厚生労働省医政局に設置された「歯科医療提供体制等に関する検討会」において、歯科医療の提供体制の構築等に関して必要な事項について、総合的に議論を行ってきたところである。

同検討会において、個別具体の分析等について議論する場を新たに設けることとされたことから、今般、「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催することとする。

2. 検討事項

ワーキンググループは、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 歯科医師の必要数に関すること。
- (2) 歯科医師の適切な配置に関すること。
- (3) その他、歯科医療の提供に関すること。

3. 構成員

ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) ワーキンググループは、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) ワーキンググループにおいては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者、実務経験者等の出席を求めることができる。
- (3) ワーキンググループには座長及び座長代理を置く。座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- (4) ワーキンググループの庶務は、医政局歯科保健課が行う。
- (5) 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (6) 会議資料及び議事録については、後日ウェブサイトにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (7) この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ 構成員名簿

氏 名	所 属
あかし まさや 明石 昌也	神戸大学大学院医学研究科外科系講座口腔外科学分野・教授
いちかわ てつお 市川 哲雄	徳島大学 名誉教授
いわさき まさのり 岩崎 正則	北海道大学大学院歯学研究院 予防歯科学教室 教授
おさか けん 小坂 健	東北大学大学院 歯学研究科長
せ こぐち あきよし 瀬古口 精良	公益社団法人日本歯科医師会 副会長
ふくだ ひで き 福田 英輝	国立保健医療科学院 統括研究官
ふじい かずゆき 藤井 一維	歯科大学学長・歯学部長会議 常置委員会委員長
ふるや じゅんいち 古屋 純一	昭和医科大学歯学部口腔健康管理学講座口腔機能管理学部門 教授
みうら ひろこ 三浦 宏子	北海道医療大学 特任教授